

川崎市駅前広場占用条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																								
○川崎市駅前広場占用条例 昭和38年 3 月19日条例第20号 (占用料及びその算定基準) 第8条 占用の許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、次の各号に掲げる占用料を納付しなければならない。 (1) 地下埋設物、乗合自動車停留所標識及びこれに類するもの、材料置場（土木建築一時置場を含む。）及び日除等については、川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第7号）を準用する。 (2) バスターミナル施設、営業用タクシー駐車施設その他の占用については、別表による。 2 占用者から徴収する占用料は、前項の規定による月額に占用開始の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月数を乗じたものとする。ただし、占用期間が1箇月に満たないものは、その月数を1箇月とする。 3 占用面積若しくは占用の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は占用面積若しくは占用の長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。 4 前2項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 別表 <table><tr><th>占用の種別</th><th>占用料</th><th>単位</th></tr><tr><td>バスターミナル施設</td><td>300円以内</td><td>月1平方メートル当</td></tr><tr><td>営業用タクシー駐車施設</td><td>450円以内</td><td>たり</td></tr><tr><td>その他の占用</td><td colspan="2">そのつど市長が定める。</td></tr></table> 1 1件の占用料が総額100円に満たないもの（零であるものを除く。）は、	占用の種別	占用料	単位	バスターミナル施設	300円以内	月1平方メートル当	営業用タクシー駐車施設	450円以内	たり	その他の占用	そのつど市長が定める。		○川崎市駅前広場占用条例 昭和38年 3 月19日条例第20号 (占用料及びその算定基準) 第8条 占用の許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、次の各号に掲げる占用料を納付しなければならない。 (1) 地下埋設物、乗合自動車停留所標識及びこれに類するもの、材料置場（土木建築一時置場を含む。）及び日除等については、川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第7号）を準用する。 (2) バスターミナル施設、営業用タクシー駐車施設その他の占用については、別表による。 2 占用者から徴収する占用料は、前項の規定による月額に占用開始の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月数を乗じたものとする。ただし、占用期間が1箇月に満たないものは、その月数を1箇月とする。 3 占用面積が1平方メートルに満たないもの又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとし、占用の長さが1メートルに満たないもの又はその長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとして計算するものとする。 <新 設> 別表 <table><tr><th>占用の種別</th><th>占用料</th><th>単位</th></tr><tr><td>バスターミナル施設</td><td>300円以内</td><td>月1平方メートル当</td></tr><tr><td>営業用タクシー駐車施設</td><td>450円以内</td><td>たり</td></tr><tr><td>その他の占用</td><td colspan="2">そのつど市長が定める。</td></tr></table> 1 1件の占用料が総額100円に満たないものは、100円とする。	占用の種別	占用料	単位	バスターミナル施設	300円以内	月1平方メートル当	営業用タクシー駐車施設	450円以内	たり	その他の占用	そのつど市長が定める。	
占用の種別	占用料	単位																							
バスターミナル施設	300円以内	月1平方メートル当																							
営業用タクシー駐車施設	450円以内	たり																							
その他の占用	そのつど市長が定める。																								
占用の種別	占用料	単位																							
バスターミナル施設	300円以内	月1平方メートル当																							
営業用タクシー駐車施設	450円以内	たり																							
その他の占用	そのつど市長が定める。																								

改正後	改正前
100円とする。 2 タクシーは、1台8平方メートルとして計算する。	2 タクシーは、1台8平方メートルとして計算する。